

所 属	商工労働部商工政策課経済・雇用再生室		
係 名	経済・雇用再生係	内線	4701

## 飲食店等に対する時短要請に係る協力金

(まん延防止等重点措置の区域拡大と営業時間短縮要請の全市町村への拡大によるもの)

1 事業費	2,452,480 (10,885,610 → 13,338,090)
	【財源内訳】
	【主な使途】
	国庫 1,961,984 交付金 2,452,480
	諸収入 122,624
	一般財源 367,872

### 2 背景・事業目的

まん延防止等重点措置を実施すべき区域を拡大するとともに、飲食店等への営業時間短縮等の要請を全市町村に拡大することに伴い、協力金を支給する。

### 3 事業概要

岐阜県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金 (第5弾)  
(2,452,480千円)

#### (1) まん延防止等重点措置の対象区域の拡大

- ・対象地域：以下の6市町  
高山市、瑞浪市、恵那市、山県市、下呂市、御嵩町
- ・要請期間：5月16日(日)から5月31日(月)まで(16日間)
- ・要請内容：午前5時から午後8時までの営業時間に短縮(終日、酒類の提供を行わないこと(利用者による酒類の店内持込みを含む)、カラオケ設備の利用自粛)
- ・協力金額：1店舗あたり3万円～20万円/日

#### (2) 要請の全市町村への拡大

- ・対象地域：重点措置区域以外の20市町村
- ・要請期間：5月16日(日)から5月31日(月)まで(16日間)
- ・要請内容：午前5時から午後8時までの営業時間に短縮(酒類提供は午前11時から午後7時まで、カラオケ設備の利用自粛)
- ・協力金額：1店舗あたり2.5万円～20万円/日

#### ※対象業種

- ・飲食店：居酒屋を含む飲食店、喫茶店等(宅配、テイクアウトサービスを除く)
- ・遊興施設等：バー、カラオケボックス等で食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗(ネットカフェ、マンガ喫茶を除く)

※(1)、(2)ともに、全期間要請への協力が必要(ただし、16日(日)、17日(月)は猶予期間とする)

(款) 7 商工費 (項) 1 商工費 (目) (3) 工鉦業振興費  
(明細書事業名) ○ 商工業企画費  
商工業振興対策企画調整費

所 属	商工労働部商工政策課経済・雇用再生室		
係 名	経済・雇用再生係	内線	4701

**新** 県独自の一時支援金（酒類提供事業者等）

1 事業費	483,000（0 → 483,000）
	【財源内訳】
	国庫 483,000
	【主な用途】
	交付金 469,025
	委託料 11,893

2 背景・事業目的

まん延防止等重点措置に基づく県の飲食店等に対する「酒類の提供停止」、「カラオケの利用自粛」要請に伴い、直接的に影響を受ける事業者に対して県独自の支援金を支給する。

3 事業概要

(1) 岐阜県飲食店・カラオケ事業者支援金（416,000千円）

まん延防止等重点措置区域内の終日、酒類の提供をとりやめた飲食店等、県内全域のカラオケ設備（商用目的で設置された設備に限る）の利用自粛を行った店舗の事業者に対し、1事業者あたり10万円を支給する。

(2) 岐阜県酒類納入事業者支援金（67,000千円）

県内に本社又は販売場等（酒税法に基づく免許を受けた販売場又は製造場）があり、県内の酒類を提供する飲食店等へ酒類を納入している事業者に対し、1事業者あたり10万円を支給する。

※（1）、（2）いずれも「岐阜県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金（第5弾）」の対象とならない事業者を対象とし、県の他の一時支援金と重複受給は不可とする。

(款) 7 商工費	(項) 1 商工費	(目) (3) 工鉦業振興費
(明細書事業名) ○商工業企画費	商工業振興対策企画調整費	

所 属	商工労働部観光国際局観光誘客推進課		
係 名	海外誘客係 デジタルマーケティング戦略推進係	内線	2355

**新** 県独自の一時支援金（宿泊事業者）

1 事業費	1,000,000（0 → 1,000,000）		
	【財源内訳】	【主な使途】	
	国庫	1,000,000	委託料 40,000 補助金 960,000

2 背景・事業目的

新型コロナウイルス感染拡大により、宿泊需要の創出を図ることができない中、県内宿泊施設においては、施設の維持管理の負担等により、大変厳しい経営が続いている。

そこで、アフターコロナにおける県内観光振興を見据え、感染防止対策に取組み、かつ、今後も営業を継続する意思のある宿泊事業者に対し、県独自の支援金を支給する。

3 事業概要

(1) 県内宿泊事業者支援金（1,000,000千円）

旅館業法で規定する「旅館・ホテル営業」「簡易宿所営業」の許可を受けている県内の施設を営む事業者に対し、施設規模に応じた支援金を支給する。

・小規模（宿泊定員 50人以下）	: 40万円
・中規模（宿泊定員 51人以上200人以下）	: 120万円
・大規模（宿泊定員 200人超）	: 200万円

(款) 7 商工費 (項) 2 観光費 (目) (2) 観光開発費  
(明細書事業名) ○観光対策費  
飛騨・美濃じまん推進費

所 属	都市建築部都市公園整備局公共交通課		
係 名	広域交通係・地域交通係	内線	3799

**新** 県独自の一時支援金（タクシー事業者・自動車運転代行事業者）

1 事業費 31,335（0 → 31,335）  
【財源内訳】 【主な用途】  
国庫 31,335 交付金 31,000

2 背景・事業目的

まん延防止等重点措置に基づく県の飲食店等に対する「酒類の提供停止」要請に伴い、直接的に影響を受ける事業者に対して県独自の支援金を支給する。

3 事業概要

**タクシー事業者及び自動車運転代行事業者支援金（31,335千円）**

県内に本社又は営業所を有する、タクシー事業者及び自動車運転代行事業者に対し、1事業者あたり10万円を支給する。

（款）2 総務費（項）2 企画開発費（目）(11)交通対策費  
（明細書事業名）○総合交通対策推進費  
地域交通対策費